

**平成23・24年度
一般競争(指名競争)
参加資格審査申請書類作成の手引き(建設工事用)**

1. 提出書類

- イ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1-1、1-2)
- ロ 営業所一覧表(様式2)
- ハ 工事経歴書(様式3)
- ニ 共同企業体等調書(様式4-1、4-2、4-3、4-4)
- ホ 工事分割内訳表(様式5)
- ヘ 建設共同企業体協定書の写し
- ト 建設業の許可申請書の写し
- チ 総合評定値通知書の写し
- リ 納税証明書又はその写し

2. 申請書等の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)及び各種様式は、参議院ホームページからダウンロードし入手すること。

参議院ホームページ(URL <http://www.sangiin.go.jp>)

3. 申請期間

定期受付 平成23年1月20日(木)～平成23年2月18日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く)

受付時間 午後1時から5時まで

随時受付 定期受付終了後、平成23年3月1日から随時受け付ける。

4. 申請書等の提出方法

申請書等は、A4判のフラットファイル(色は問わない。)に綴り、背見出し及び表紙に会社名を記載の上、提出すること。

また、資格審査認定通知書を送付するため、返信用封筒(送付先を明記し、切手を貼付する。)を提出すること。

5. 申請書等の提出先

東京都千代田区永田町1-11-16

参議院管理部営繕課・電気施設課 契約係 TEL 03-5521-7536(直通)

6. 記載上の注意事項等

- (1) 申請書等の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日(ただし、「営業所一覧表」については申請日現在)とすること。

8. 申請書【様式1 - 2】「17 完成工事高」の作成方法

- (1) 「**競争参加資格希望工種区分**」欄は、参議院が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種を記載すること。
- (2) 「**年間平均完成工事高**」欄は、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下、本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「**競争参加資格希望工種区分**」欄の「**その他**」に一括して計上すること。
また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載すること。
なお、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。
「**年間平均完成工事高**」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
- (3) 「**申請を希望する部局**」欄は、記入不要。

9. 営業所一覧表【様式2】の作成方法

- (1) 本様式は申請日現在で作成すること。
- (2) 「**番号**」欄は、最初に本社(店)を記載し、以降、連番で支店等営業所を記載すること。
- (3) 「**営業所名称**」欄は、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社(店)又は支店等営業所の名称を記載すること。
- (4) 「**所在地**」欄は、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- (5) 「**電話番号・FAX番号**」欄は、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切ること。
- (6) 「**建設業許可業種**」(上段)欄は、「**営業所名称**」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に 印を付すること。
建設業の許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、印を付さないこと。
- (7) 「**営業区域**」(下段)欄は、記入不要。
- (8) 本様式については、関東以外の営業所について記載を省略することができる。

10. 工事経歴書【様式3】の作成方法

- (1) 本様式は経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替する

ことができる。

- (2) 許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- (3) 直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、(6)により付記されたその完成工事高)の合計が、完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。(6)を除き、以下同じ。)の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、直前1年間に着工した主な未完成工事について記載すること。
- (4) 共同企業体(JV)として行った工事については「元請又は下請の区別」欄に、当該区別に係る記載のほかJVと付記すること。
- (5) 「配置技術者氏名」欄は、完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
- (6) 工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、「請負代金の額」欄に、その完成工事高を()書きで付記すること。
- (7) 「合計」欄は、完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。
- (8) 下請工事については、「注文者」欄に直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」欄に下請工事の名称を記載すること。
- (9) 「請負代金の額」欄は、消費税抜きの金額を記載すること。

11. 共同企業体等調書【様式4】の作成方法

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、**共同企業体等調書(その1)**及び**共同企業体等調書(その3)**を作成し、これを超える事業者からなる場合(以下「B者の場合」という。)には、**共同企業体等調書(その1)**、**共同企業体等調書(その2)**、**共同企業体等調書(その3)**及び**共同企業体等調書(その4)**を作成して提出すること。

各欄については、次の(1)から(5)により記載すること。

- (1) 「技術職員数」欄は、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「 」から「 」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載すること。
また、A者の場合には、「 」から「 」までの各欄の合計数値を「 or計」欄に記載すること。

- (2) 「自己資本額及び利益額」欄は、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記(1)の区分により転記すること。
また、「or計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載すること。
- (3) 「経営状況」欄は、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の(1)の区分により転記すること。
また、「or計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載すること。
- (4) 「その他の評価項目」欄は、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(1)の区分により転記すること。
また、「or計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載すること。
- (5) 「元請完成工事高」欄は、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、上記の(1)の区分により転記すること。
また、「or計」欄及び「計」欄についても上記(1)の方法により記載すること。

12. 工事分割内訳表【様式5】

- (1) 本様式は総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間完成平均工事高を、参議院の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割若しくは合算して申請する場合に作成すること。
- (2) 「建設業法上の建設工事」の各「合計」欄の値は、経営事項審査における建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- (3) 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けたすべての建設工事の種別に応じた年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当するすべての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。

13. 添付書類について

- (1) **建設共同企業体協定書の写し**
建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。
- (2) **建設業の許可申請書の写し**
建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号(別表を含む。)で申請日の直近のもの写しをいう。(「15.」を参照)
- (3) **総合評定値通知書の写し**
共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

(4) **納税証明書又はその写し**

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。(「15.」を参照)

14. 委任状【様式6】

代理人が代理申請を行う場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請を行う権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。(正本を提出すること。)

15. 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明(印影部分含む)である写しに限り、代用できるものとする。

16. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「05 本社(店)住所」欄は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。
- (2) 申請書の「06 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- (3) 申請書等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。
- (4) 申請書等の金額表示が外国貨幣額の場合は、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

17. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。